



旅館業の許可を取得するには

宿泊料をもらって人を宿泊させる事業を営むには、旅館業法に基づき、基準に合った施設を設け、保健所に申請して「**旅館業**」の許可を取る必要があります。

- ・住宅に人を宿泊させる事業（＝民泊）であって宿泊日数が年間180日を超えないなどの要件を満たす場合、**住宅宿泊事業法に基づく届出**を行えば**旅館業許可は不要**です。（4ページ参照）
- ・食事を提供するには食品衛生法に基づく「**飲食店営業**」の許可も必要です。（4ページ参照）

許可までの流れ

※**他法令**に基づく届出や許可の手続きもお忘れなく(4ページ参照)

① 事前相談



- 事前に計画を保健所に御相談ください。
 - ・設置場所 → **学校や保育所、都市公園などの敷地から100m以内**にある場合、関係者の意見を聴いたうえで許可しないことがあります。（4ページ参照）
 - ・施設図面 → 客室や浴室等の**施設基準**が定められています。（2ページ参照）
 - ・営業者 → **暴力団員**などの欠格事項に該当する場合、許可しません。

※**農家民宿**の場合、まず**総合相談窓口**にご相談ください。

▶新発田地域振興局 農業振興部農業企画課 電話 0254-26-9147

② 申請



○次の書類を衛生環境課窓口に提出してください。

申請書類

- 旅館業許可申請書** → インターネット「新潟県例規集」からダウンロード可
＝新潟県旅館業法施行細則 別記第1号様式
- 施設の各階ごとの**平面図**
- 法人の場合、**定款又は寄付行為**の写し
- 水道水以外の水を使用する場合、**水質検査結果**
- 建築基準法**の検査済証の写し → 旅館以外の建物を**旅館に変更**した場合 → 建築基準法の**確認済証**の写し
建築確認の**対象外**の建物である場合 → **申立書**(4ページ参照)
- 消防法令**の適合通知書
- 法人の場合、**役員全員**の氏名(フリガナ)・生年月日・性別・住所
- 農家民宿の場合、**農林漁業体験民宿開業に係る申立書** → 農家民宿開業の手引参照

手数料

+

- ア～ウのいずれかにより、**22,000円**を納めてください。
(季節旅館は7,400円)
- ア **キャッシュ決済** (クレジットカード、電子マネー、コード決済)
 - イ **オンラインで電子納付** (新潟県電子申請システム)
 - ウ **記入式納付書** (ア、イによる納入ができない方)

③ 施設検査



○申請者立会いのもと、保健所職員が施設の検査をします。
(原則として毎週**木曜日**)

④ 許可

- 施設が基準に**適合**していれば**許可**になり、**検査の翌日から**営業できます。
※**営業許可書**は検査の2週間後以降に衛生環境課窓口に**受取り**に来てください。
- 基準に**適合していない**場合は、改善後に再検査になります。

⑤ 営業

- 営業許可書**を宿泊者の見やすい場所に掲示してください。
- 衛生管理の基準に従い、**施設の清掃や浴槽水の水質検査**などを行ってください。
- 宿泊者名簿**を備え、**3年以上保存**してください。

構造設備の基準

原則【令1条】

種別	旅館・ホテル営業		簡易宿所営業		下宿営業	
	簡易宿所営業及び下宿営業以外		宿泊する場所を多数人で共用する構造設備を主とする施設		1月以上の期間を単位とする宿泊	
客室の要件	床面積	・1室7㎡以上 (寝台を置く客室にあつては9㎡以上) 【令1条】	・客室の延床面積(注②)【令1条】 定員10人以上:33㎡以上 定員10人未満:3.3㎡×定員以上		—	
	収容定員	・目安として各部屋の1人当たり客室有効面積(注③)が3.3㎡以上 →これを下回る場合、定員に応じた広さである理由書をつけてください。				
	窓	・自然光線を十分に採り入れることができる窓を設ける。【条例6条】				
寝台	—		〈階層式寝台を有する場合〉 ・上段と下段の間隔:概ね1m以上 【令1条】		—	
寝具	・寝具は、宿泊者の定員に応じて十分な数を備える。【条例6条】					
玄関帳場	・宿泊者との面接に適する玄関帳場(客の出入りを容易に見通すことができる場所に設ける)その他宿泊者の確認を適切に行うための設備(注④)を有する。【令1条・条例6条】		左記の「玄関帳場」を有する。 ただし、注⑤に該当するときは要さない。【条例7条】		—	
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する。【令1条】					
浴室又はシャワー室	設置	近接して公衆浴場がある等の場合を除き、適当な規模の入浴設備を有する。【令1条】				
	浴室・シャワー室・脱衣室の構造・設備【条例6条】	<ul style="list-style-type: none"> 外部から見通すことができない構造である。 浴室等の床は、衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造である。 循環ろ過装置を設置する場合は、十分なる過能力を有し、集毛器を浴槽水が循環ろ過装置に入る前の位置に設置する。 あふれた浴槽水を回収し、再び浴用に供しない構造とする。 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を用いる構造である。 気泡発生装置、ジェット噴射装置等空气中に微細な粒子を発生させる設備を設置する場合、空気取入口から土埃が入らない構造。 共同用の浴室等及びこれに付設する脱衣室は、収容定員に応じた適当な広さを有する。 				
	サウナを設ける場合【条例6条】	<ul style="list-style-type: none"> 適当な位置に換気口を設ける。 入浴者の見やすい位置に利用の基準となる温度・湿度・禁忌症その他注意事項を表示する。 内部の入浴者の見やすい位置に温度計・湿度計を備える。 適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設ける。 				
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有する。【令1条】 消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備える。【条例4条】 共同用洗面設備の数の目安→これを下回る場合、需要を満たす規模である理由書をつけてください。 					
	洗面所がない客室の収容定員合計	1～15人	16～30人	31～45人	46～60人	
便所	<ul style="list-style-type: none"> 適当な数の便所を有する。【令1条】 便所には流水式手洗い設備を設ける。【条例6条】 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を備える。【条例4条】 					
	・共同用の便所を設ける場合は、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。【条例6条】					
	・共同用便所の便器数にの目安→これを下回る場合、適当な便器数である理由書をつけてください。					
	便所がない客室の収容定員	大便器	小便器	便所がない客室の収容定員	大便器	小便器
	1～5人	1個	1個	41～50人	6個	5個
	6～10人	2個	1個	51～60人	7個	6個
	11～20人	3個	2個	61～84人	8個	7個
21～30人	4個	3個	85人以上	84人を超える15人までごとに大便器又は小便器1個を加算した数		
31～40人	5個	4個				
見通し	法3条3項に掲げる学校等の敷地(これらの用に供すると決定した土地を含む)の周囲おおむね100mの区域内にある場合、内部を見通すことを遮ることができる設備を有する。【令1条】		—			
食堂	食堂を設ける場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な広さを有する。【条例6条】					

特例【令2条、規則5条】(注①)				
種別	(1)季節的営業	(2)不便地域 (3)一時的営業	(4)農林漁業体験民宿業の簡易宿所	
			客室延べ有効面積 50m ² 以下(注③)	(同左面積) 50m ² 超
客室の床面積	適用しない【規則5条】 ※客室延床面積33m ² 未満の農林漁業体験民宿業は建築基準法の規制緩和あり			
収容定員	左記の原則通り（「季節的営業等」に該当する場合の目安は各部屋の1人当たり客室有効面積(注③)が2.5m ² 以上)			
窓	左記の原則通り			
寝台	(階層式寝台がある簡易宿所の場合) 左記の原則通り			
寝具	左記の原則通り	要しない【条例10条】	左記の原則通り	
玄関帳場	適用しない【規則5条】	要しない【条例10条】	左記の原則通り	
換気等	左記の原則通り			
浴室の設置	公衆衛生の維持に支障がないときは要しない。【規則5条】	左記の原則通り		
浴室の構造・設備	左記の原則通り			
サウナ	左記の原則通り			
洗面設備	左記の原則通り			
便所	左記の原則通り			
	適用しない【条例9条】	適用しない【条例10条】	原則通り	
	左記の原則通り			
見通し	・ホテル・旅館は原則通り ・簡易宿所には元々規定なし	簡易宿所には元々規定なし		
食堂	左記の原則通り	要しない【条例10条】	左記の原則通り	

注①) 特例が適用される施設

(1)キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設

(2)交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの

(3)体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

(4)「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

↓
構造設備基準を緩和して許可する場合、次の許可条件がつく。「余暇法第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設であること」

注②) 客室の床面積

睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所(客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏み込み等)
※床の間、押入れ、共通の廊下及びこれに類する場所を除く。

注③) 客室の有効面積

客室床面積から当該客室の便所、浴室、踏み込み、その他専ら客の宿泊に供していない部分を除いた面積

宿泊者が利用しない場所
(床の間・押入れ等)

客室の床面積

宿泊者が利用し得る場所
(浴室・便所等含む)

客室の有効面積

専ら宿泊に供する部分

注④) 当該者の確認を適切に行うための設備【規則4条の3】

①事故発生時その他緊急時の迅速な対応を可能とする設備を備えている。

②宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの確認を可能とする設備を備えている。

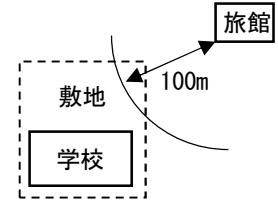
注⑤) 簡易宿所営業で玄関帳場を要さない場合

(次のいずれにも該当すること)
ア 玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられている。
イ 事故発生時その他の緊急時の迅速な対応のための体制が整備されている。

設置場所の基準

設置場所が下記施設の敷地の 100m 以内 にあって、当該施設の 清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは許可しません。

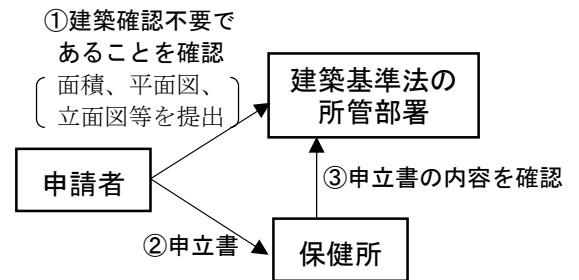
(あらかじめ各施設を所管する機関に意見を聴きます。)



学校 (大学を除く) 【学校教育法1条】	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
児童福祉施設 【児童福祉法7条1項】	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
上記に類するもの 【条例2条】	図書館、博物館、公民館、18歳未満が入学できる専修学校等、職業能力開発校、都市公園、青少年教育施設等

建築確認の対象外である場合に添付する申立書

建築基準法の所管部署に確認のうえ、「建築基準法の建築確認が不要な施設である」という申立書を保健所に提出してください。



他法令に基づく届出や許可(主なもの)

- 食品衛生関係【飲食店営業の許可】 → 村上保健所 衛生環境課 電話 0254-53-8371

- 建築基準法関係【建築確認、検査済証】

地域	所管部署	電話番号
村上市・関川村・粟島浦村	新発田地域振興局 地域整備部 建築課(新発田市豊町3-3-2)	0254-26-9199

- 消防関係【消防法令の適合通知書】

地域	所管部署	電話番号
村上市・関川村・粟島浦村	村上市消防本部(村上市塩町12-6)	0254-53-0119

- 民泊関係【住宅宿泊事業法の届出】 → 県庁 生活衛生課 営業・水道係 電話 025-280-5208

- 温泉関係【温泉の利用許可】 → 村上地域振興局 健康福祉部 衛生環境課 電話 0254-53-8371

- 環境関係【水質汚濁防止法の特定施設の届出】

地域	所管部署	電話番号
村上市・関川村・粟島浦村	新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境課(新発田市豊町3-3-2)	0254-26-9047

- 社会保険(健康保険・厚生年金保険・年金)・・・新発田年金事務所 電話 0254-23-2128

労働保険(労働保険・労災保険)・・・新潟労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 025-288-3502

- 税金関係

国税(所得税など)・・・所管の税務署

県税(個人事業税など)・・・新発田地域振興局 県税部 村上収税課 電話 0254-52-7922